資料２

川島町小中一貫教育推進協議会設置要綱

（平成 30 年 10 月 10 日
教委告示　第　16 号）

（設置）

第１条　川島町の小中一貫教育について、学校、保護者及び地域の意見を取り入れながら、その課題を整理し、取り組むべき具体的な方策を研究・検討するため、川島町小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、川島町における小中一貫教育について調査、研究及び協議を行う。

（組織）

第３条　協議会は、委員２１人以内で組織する。

２　委員は次に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 小学校及び中学校関係者

(3) 小学生及び中学生の保護者代表

(4) 地域代表

(5) 公募委員

３　教育委員は、オブザーバーとして協議会に参画することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

３　教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。